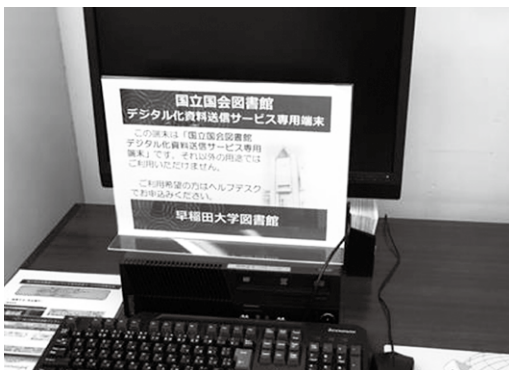


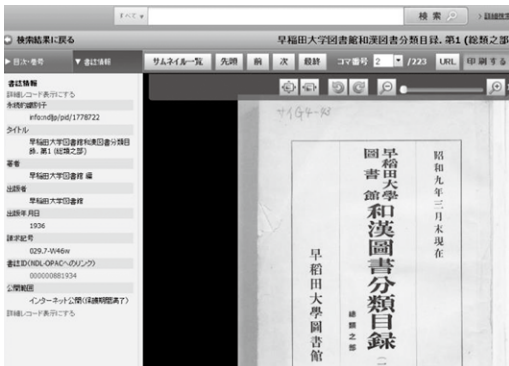
国立国会図書館図書館向けデジタル化資料送信サービスについて

1 図書館向け デジタル化資料送信サービスとは

中央図書館では、2015年5月18日より国立国会図書館（NDL）図書館向けデジタル化資料送信サービス（以下本サービス）の提供を開始した。中央図書館2階ヘルプデスクに利用申請することにより、NDLが電子化した資料のうち絶版等の理由で入手が困難な資料約137万点の閲覧が、専用端末から可能となった¹。複写物が必要な場合は文献複写依頼の形で申込みを受け、著作権法の範囲内で提供を行っている。



中央図書館2階本サービス専用端末



NDLデジタル化資料の閲覧画面

2008年以降、NDLでは所蔵資料の大規模なデジタル化が進められた。具体的には、明治期以降1968年までにNDLが受入れた図書、2000年までに発行された雑誌を中心に約248万点が電子化、デジタルコレクションとして整備され、そのうち著作権処理が完了したものはインターネット上で一般公開された。一般公開できない資料のうち、広く利用に供すべき価値を持ちながら絶版等の理由で入手が難しいものについて、2013年の著作権法改正により、登録された図書館に限定して送信・複写物を提供する本サービスが実現することとなった²。本サービスに対しては、そのコレクションの豊富さと多様さもあって、当初より学生・教職員から導入を希望する声が当館に多く寄せられていた。この声に応え、漸く2015年度より提供の体制が整い、サービス開始に至った。

2 本サービス導入の意義

前項でも述べた通り、本サービス対象のデジタルコレクションは、戦前の帝国図書館の時代より収集を続けてきた膨大なものであり、NDLにしか所蔵がないものも数多く含まれる。従来そういった資料を利用する場合はNDLを直接訪問する、または図書館を介して現物貸借を受けるといった手段しかなかったが、自館にいながらその貴重なコレクションが利用できることで、調査・研究に大いに寄与するものと期待される。

当然ながら、インターネット公開済みのものも含め、当館の研究書庫で実際に所蔵している資料も多い。しかし、所蔵があると言っても、特に明治・大正期の資料を中心に例外なく劣化が進んでおり、図書館としてはこれら資料の後世への保存が大きな懸念となっている。本サービスによって、一般の利用や閲覧のためにはデジタルコレクションを活用しつつ、現物の資料を利用しての研究が不可欠な場合には所蔵する現物に当たるといった、資料の保存と利用のバランスを図った提供も可能となっている。

3 本サービスの活用状況

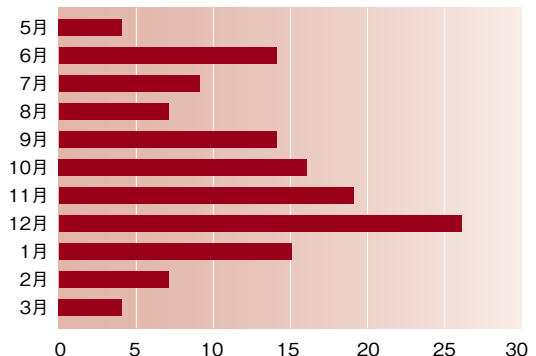
・利用者の活用状況

2015年5月に本サービスの提供を開始してから年度末の2016年3月まで、閲覧で135件、複写で263件と、利用は着実に浸透しつつある。特に利用が多いのは戦前期資料で、満州や日本統治時代の朝鮮半島の出版物等、国内の所蔵に限られた貴重な資料を中心に大いに活用されている。

■ 2015年5月～2016年3月 閲覧件数（資格別）

学部学生	大学院学生	教職員	合計
30	57	48	135

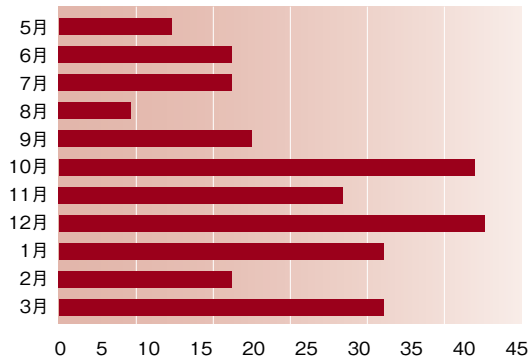
■ 2015年5月～2016年3月 閲覧件数（月別）



■ 2015年5月～2016年3月 複写申込件数（資格別）

学部学生	大学院学生	教職員	合計
78	97	88	263

■ 2015年5月～2016年3月 複写申込件数（月別）



・ 図書館職員の活用状況

利用者のみならず、図書館職員からも本サービスは効果的に活用されている。例えば、通常の学外図書館からの複写物取り寄せの申込みを受けたもののうち、本サービスでの提供が可能と分かったものは、学外に依頼することなく当館内での対応に切り替えている。このことにより、資料提供までの所要日数が大幅に短縮されるなど、利用者サービスの向上にもつながっている。

また、NDLデジタルコレクション自体が有用な文献探索ツールであり、資料の所蔵調査を行う際の手順や

考え方を大きく変えている。戦前期の図書・雑誌ばかりでなく、戦後期も2000年頃までの雑誌を中心に多くの資料がデジタル化されているため、所蔵調査にあたっては、まずNDLのデジタル化資料の存在を期待するというように、既に図書館職員にとっては不可欠なツールとなっている。加えて、各資料に詳細な目次情報が作成されており、図書を目次情報から検索できる点、雑誌についても収録記事の確認がしやすく、記事索引としても利用できる点も特徴である。

4 閲覧・複写に係る制限に関して

閲覧が専用端末に限られること、また利用者が自由に複写出来ないことは、研究目的での利用には大きな制約であり、制限を外してほしいとの要望を受ける。この指摘はもっともであり、提供側としても心苦しい点である。しかし大学図書館は広く著作物を教育・研究のための利用に供することが使命である一方で、知的財産を適切に保護し濫用を防ぐ責務も同時に負っている。本来は著作権の問題から一般公開の出来ない資料でありながら、特別に送信が受けられている点を説明し、引き続き利用者の理解を得ていきたい³。

複写依頼をより簡便に行えることを意図し、2016年2月に図書館オンライン申請フォームを改修し、図書館外環境であっても、本サービス対象資料と確認が出来る場合は複写依頼を可能とした。本サービスが提供する豊富かつ貴重な資料が、研究のために大いに活用されれば、図書館としてはこの上ない幸いである。

注・参考文献

- 1：本サービスの詳細な利用方法は右記サイトを参照。<http://www.wul.waseda.ac.jp/Services/ndl.html>
- 2：NDL資料のデジタル化の詳細は右記サイトを参照。<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/index.html>
- 3：公開のための著作権処理の難しさは次の論文が詳しい。
石塚陽子. 資料デジタル化に伴う著作権処理 インターネット公開のための作業を例として. びぶろす. 2015. No.69.